

令和 5 年 5 月

射水市議会臨時會議案説明書

議案第28号

令和5年度射水市一般会計補正予算（第1号）

以上1議案については、別途説明につき説明省略

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分第 6 号

射水市市税条例の一部改正について

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 軽自動車税(環境性能割)の特例規定の削除

軽自動車税(環境性能割)の軽減措置の特例期間(令和3年12月31日まで)が終了したことに伴い、当該特例に係る規定を削除するもの。

(2) 軽自動車税(種別割)グリーン化特例の適用期限の見直し

燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置を3年間延長するもの。

(3) 固定資産税の特例措置の創設

一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合に、工事を行った翌年度の建物に係る税額を減額する措置が創設され、その減額割合を3分の1とするもの。

(4) その他規定の整備を行うもの(字句の改正、引用条項の改正等)。

2 施行期日

令和5年4月1日

報告第 3 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
2	令和5年3月1日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 148,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年12月24日 場所 射水市片口高場地内
3	令和5年3月16日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 1,045,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外1法人 3 事由 救急出動中における物損事故 発生日 令和4年10月31日 場所 射水市三ヶ地内
4	令和5年3月22日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 312,235円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 公用車による物損事故 発生日 令和5年2月14日 場所 射水市大門地内
5	令和5年3月31日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 762,802円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年12月24日 場所 射水市三ヶ地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
7	令和5年4月14日	<p>1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 215,600円</p> <p>2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名</p> <p>3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和5年1月26日 場所 射水市太閤山4丁目地内</p>